

新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前																																										
措置法第4条の2((勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税))関係	措置法第4条の2((勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税))関係																																										
(財形住宅貯蓄申告書の受理届)	(財形住宅貯蓄申告書の受理届)																																										
4の2-43	4の2-43																																										
財産形成非課税住宅貯蓄に関する届出書	財産形成非課税住宅貯蓄に関する届出書																																										
_____ 税務署長殿	_____ 税務署長殿																																										
令和 年 月 日	平成 年 月 日																																										
<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">勤務先の</td> <td>所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>長の氏名</td> <td style="text-align: right;">㊞</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">賃金の支払者の</td> <td>所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>個人番号又は 法人番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">事務代行先の</td> <td>所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法人番号</td> <td></td> </tr> </table>	勤務先の	所在地		名称		長の氏名	㊞	賃金の支払者の	所在地		名称		個人番号又は 法人番号		事務代行先の	所在地		名称		法人番号		<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">勤務先の</td> <td>所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>長の氏名</td> <td style="text-align: right;">㊞</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">賃金の支払者の</td> <td>所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>個人番号又は 法人番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">事務代行先の</td> <td>所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法人番号</td> <td></td> </tr> </table>	勤務先の	所在地		名称		長の氏名	㊞	賃金の支払者の	所在地		名称		個人番号又は 法人番号		事務代行先の	所在地		名称		法人番号	
勤務先の		所在地																																									
		名称																																									
	長の氏名	㊞																																									
賃金の支払者の	所在地																																										
	名称																																										
	個人番号又は 法人番号																																										
事務代行先の	所在地																																										
	名称																																										
	法人番号																																										
勤務先の	所在地																																										
	名称																																										
	長の氏名	㊞																																									
賃金の支払者の	所在地																																										
	名称																																										
	個人番号又は 法人番号																																										
事務代行先の	所在地																																										
	名称																																										
	法人番号																																										
租税特別措置法施行令第2条の25第7項の規定により、次のとおり届け出ます。	租税特別措置法施行令第2条の25第7項の規定により、次のとおり届け出ます。																																										
<table border="1"> <tr> <td>勤労者財産形成促進法第6条第4項第1号ホ、第2号リ又は第3号リに規定する契約を最初に締結した日</td> <td style="text-align: right;">令和 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>財産形成非課税住宅貯蓄申告書を最初に受理した日</td> <td style="text-align: right;">令和 年 月 日</td> </tr> </table>	勤労者財産形成促進法第6条第4項第1号ホ、第2号リ又は第3号リに規定する契約を最初に締結した日	令和 年 月 日	財産形成非課税住宅貯蓄申告書を最初に受理した日	令和 年 月 日	<table border="1"> <tr> <td>勤労者財産形成促進法第6条第4項第1号ホ、第2号リ又は第3号リに規定する契約を最初に締結した日</td> <td style="text-align: right;">平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>財産形成非課税住宅貯蓄申告書を最初に受理した日</td> <td style="text-align: right;">平成 年 月 日</td> </tr> </table>	勤労者財産形成促進法第6条第4項第1号ホ、第2号リ又は第3号リに規定する契約を最初に締結した日	平成 年 月 日	財産形成非課税住宅貯蓄申告書を最初に受理した日	平成 年 月 日																																		
勤労者財産形成促進法第6条第4項第1号ホ、第2号リ又は第3号リに規定する契約を最初に締結した日	令和 年 月 日																																										
財産形成非課税住宅貯蓄申告書を最初に受理した日	令和 年 月 日																																										
勤労者財産形成促進法第6条第4項第1号ホ、第2号リ又は第3号リに規定する契約を最初に締結した日	平成 年 月 日																																										
財産形成非課税住宅貯蓄申告書を最初に受理した日	平成 年 月 日																																										

改正後

措置法第4条の3((勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税))関係

(財形年金貯蓄申告書の受理届)

4の3-14

財産形成非課税年金貯蓄に関する届出書

税務署長殿

令和 年 月 日

勤務先の	所在地	
	名称	
	長の氏名	⑧
賃金の支払者の	所在地	
	名称	
	個人番号又は 法人番号	
事務代行先の	所在地	
	名称	
	法人番号	

租税特別措置法施行令第2条の31において準用する同令第2条の25第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

勤労者財産形成促進法第6条第2項第1号ニ、第2号ト又は第3号トに規定する契約を最初に締結した日	令和 年 月 日
財産形成非課税年金貯蓄申告書を最初に受理した日	令和 年 月 日

改正前

措置法第4条の3((勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税))関係

(財形年金貯蓄申告書の受理届)

4の3-14

財産形成非課税年金貯蓄に関する届出書

税務署長殿

平成 年 月 日

勤務先の	所在地	
	名称	
	長の氏名	⑧
賃金の支払者の	所在地	
	名称	
	個人番号又は 法人番号	
事務代行先の	所在地	
	名称	
	法人番号	

租税特別措置法施行令第2条の31において準用する同令第2条の25第7項の規定により、次のとおり届け出ます。

勤労者財産形成促進法第6条第2項第1号ニ、第2号ト又は第3号トに規定する契約を最初に締結した日	平成 年 月 日
財産形成非課税年金貯蓄申告書を最初に受理した日	平成 年 月 日